

提案第1号

健康づくり事業の取扱いについて

健康づくり事業に関し、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 食生活改善推進事業については、合併時に再編し、新市全域で推進員の養成を図る。
- 2 健康まつりについては、新市において調整し実施する。
- 3 歯の健康センターについては、新市において調整し実施する。
- 4 健康日本21市町村計画については、合併前の各計画を新市に引き継ぎ、内容の調整を図る。
- 5 その他の健康づくりに関する各種事務事業については、稲沢市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は1市2町の実態に合わせ、新市において調整するものとする。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	25 - 15 健康づくり事業の取扱い
調整の内容	<p>健康づくり事業に関し、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある制度については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 食生活改善推進事業については、合併時に再編し、新市全域で推進員の養成を図る。2 健康まつりについては、新市において調整し実施する。3 歯の健康センターについては、新市において調整し実施する。4 健康日本21市町村計画については、合併前の各計画を新市に引き継ぎ、内容の調整を図る。5 その他の健康づくりに関する各種事務事業については、稲沢市の制度に統一する。 <p>ただし、これにより難しい場合は1市2町の実態に合わせ、新市において調整するものとする。</p>

【提案理由】

<ol style="list-style-type: none">1 食生活改善推進事業については、食生活改善推進員が、各地区で健康づくりの普及活動の推進を図るものである。2 健康まつりについては、より多くの来場を促すため、日時、場所及び回数は新市において検討するものである。3 歯の健康センターについては、主催者である中島歯科医師会と調整を図るものである。4 健康日本21市町村計画については、1市2町の実情を踏まえ、適切な見直しを行うものである。5 その他の健康づくりに関する各種事務事業については、1市2町の実態等を勘案し、適切に実施するものである。

【法令・取扱通知等】

地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚告第374号）

二 市町村保健センター

2 市町村保健センターの運営

- (1) 市町村は、健康相談、保健指導及び健康診査等の地域保健に関する計画を策定すること等により、市町村保健センター等において住民のニーズに応じた計画的な事業の実施を図ること。
- (2) 市町村は、市町村保健センター等の運営に当たっては、保健、医療、福祉の連携を図るため、老人介護支援センターを始めとする社会福祉施設等との連携及び協力体制の確立、市町村保健センター等における総合相談窓口の設置、在宅福祉サービスを担う施設との複合的整備、保健師とホームヘルパーに共通の活動拠点としての運営等により、保健と福祉の総合的な機能を備えること。
- (3) 市町村は、市町村保健センター等の運営に当たっては、保健所からの専門的かつ技術的な援助及び協力を積極的に求めるとともに、市町村健康づくり推進協議会の活用、検討協議会の設置等により、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の専門職能団体及び地域の医療機関との十分な連携及び協力を図ること。
- (4) 市町村は、精神障害者の社会復帰対策、痴呆性老人対策、歯科保健対策等のうち、身近で利用頻度の高い保健サービスは、市町村保健センター等において、保健所の協力の下に実施することが望ましいこと。

特に、精神障害者の社会復帰施設等の利用に係る調整及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請の受理の事務等を市町村において行うこととなっていることから、精神障害者の社会復帰対策を、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、精神障害者社会復帰施設等との連携及び協力の下に実施すること。

健康増進法（平成14年法律第103号）

第8条

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県及び市町村は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第16条 国及び地方公共団体は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の生活習慣とがん、循環器病その他の政令で定める生活習慣病（以下単に「生活習慣病」という。）との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならない。

第17条 市町村は、住民の健康の増進を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導その他の保健指導を行わせ、並びにこれらに付随する業務を行わせるものとする。

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
食生活改善推進員	推進員数：75人 養成講座毎年実施 回数：1クール(11回/年) 受講者数：30人	実施していない	推進員数：25人 養成講座随時実施	合併時に再編し、新市全域で推進員の養成を図る。
健康まつり	「健康フェスティバル」(9月) 会場：稲沢市保健センター	「健康フェア」(10月) (祖父江町産業祭と同時開催) 会場：祖父江町保健センター	「へいわまつり健康コーナー」(11月) (へいわまつりの中で開催) 会場：平和町保健センター	新市において調整し実施する。
歯の健康センター	「歯の健康センター」(6月) 回数：1回/年 会場：稲沢市保健センター 主催：中島歯科医師会 稲沢市協賛	「歯の健康センター」(6月) 回数：1回/年 会場：祖父江町保健センター 主催：中島歯科医師会 祖父江町協賛	「歯の無料相談」(6月) 回数：1回/年 会場：平和らくらくプラザ 主催：中島歯科医師会 平和町協賛	新市において調整し実施する。
健康日本21市町村計画	「いきいきいなざわ」策定中 (平成16年3月策定予定)	策定中 (平成17年2月策定予定)	未定	合併前の各計画を新市に引き継ぎ、内容の調整を図る。